日本税理士会連合会会長 神津 信一 様

2019年11月27日 専税協議会 会長 菊池 純 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-12-13-205 電話 03-3352-6094 FAX 03-5379-0145

「次期税理士法の改正に関する答申」に対する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。専税協議会は、納税者の代理人として納税者の権利を擁護する税理士の使命を理念として実践するために、国民のための税理士制度の確立、民主的で公平な租税制度の確立をはかることを目的として活動する任意団体です。

そこで当協議会は、国民のための税理士制度確立の観点から、2019年4月17日付で日本税理士会連合会制度部から公表された「次期税理士法改正に関する答申ー時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて一」(以下「答申」という)に対して意見書を提出いたします。

なお当意見書は、「答申」のうち会則等措置項目については税理士法改正ではないので取り上げておらず、法改正要望項目に絞って意見を述べています。

「答申」全体に対する意見

国税庁は、「税務行政の将来像~スマート化を目指して~」を 2017 年 6 月 23 日に発表し、税務行政 の将来像を「具体的には、ICT やマイナンバーなどの活用によるデジタル化を推進し、税務相談や申告・納付の手続きをスムーズかつスピーディなものにするなど、納税者の利便性の向上を進めていくこと が一つの柱です。」としている。

また、税務相談の自動化として、「納税者の利便性向上の観点から、メールやチャットなどを活用して、税務当局と納税者等との相談チャンネルの多様化を図っていくことが望ましいと考えています。また、相談内容をAIが分析することにより、システムが自動的に最適な回答を行うようになると考えられます。さらに、納税者からの評価を同時に受けることで、税務相談への回答内容がより適切なものになるとともに、相談時間の短縮につながるものと考えられます。」としている。なお、税務行政の将来像には、税理士の役割は一言も触れられていない。

税理士界は、この「税務行政の将来像」について納税者の権利擁護の観点から意見を述べる必要がある。

デジタル化の推進が、自己情報コントロール権を犯し、憲法 13 条で保障されたプライバシー権に違反することにならないか検証すべきである。

また、AI による税務相談は、その適用が「疑わしきは納税者の利益に」になっているか、よもや、「疑わしきは国庫の利益に」や「経済的実質主義」のような課税庁よりの税法解釈原理などを AI のアルゴリズム(数式)として定義していないかを検証していく義務があると思料する。

これを踏まえて今回の答申を検討すると、「答申」は、税理士制度に関し将来想定される問題点の検討を行い、近未来における税理士制度のあり方について論点を整理し、現時点における日税連制度部の議論を取りまとめたものとされている。確かにICTによる行政サービスの効率化が大きく推進され、電子による手続きが前提となることにより、我々税理士の業務への影響もあると思われる。そこで、「ICT 化社会に対応し、電子を前提とした税理士制度について継続的に検討してく必要がある。」との事であるが、現行の税務手続きが、電子を前提とする手続きに代わっていくだけのことが、税理士制

度に関し将来想定される大きな問題点になるのであろうか。それよりも、申告納税制度における、納税者の代理人として、納税者の権利利益を擁護する税務の専門家としての立場を深く認識し、これまでの税理士法改正を深く掘り下げ、税理士制度の根幹となる「使命の明確化」と「資質の確保、向上を図るための資格取得制度」について更なる検討を進めることが必要ではないか。

根幹を深く検討することにより、その周辺の事項については自然と解決の糸口が見えてくるはずであり、税理士の更なる魅力も見えてくることになる。昨今、税理士の受験者の減少がみられるところであるが、更なる魅力を受験者に伝えることができれば、近未来の税理士制度も明るいものへと変わっていくと思料する。

個別の税理士法改正要望項目に対する意見

1. 税理士法第33条において、電子的に行う税理士の署名押印について明示すること。

意見: 賛成

理由: 33条の条文を今日的なものにするために、適当である。

2. 税理士が電子申告の代理送信を行う場合には、税理士資格を有することの証明を義務付けること。

意見: 賛成

理由: 現行の税理士法においても、税理士が電子申告代理送信を行うことは、税理士業務(税務

代理)に該当し、33条3項の規定による署名押印の義務があるので、税理士用電子証明

書による必要がある。

この改正で一層明確になると考える。

3. 納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすること。

意見: 反対

理由: 解説文でいう個人情報保護の観点からの懸念も理解できるが、税務代理権限証書を適時適

切に提出することで、かなりの部分対応できるのではないか。

法改正まで要する事項とは思われない。

6. 税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務を含めること。

意見: 反対

理由: 48条の5の改正要望であるが、税理士法人は税理士業務を組織的に行うことを目的と

して制度化されたものである。税理士法人の行える業務も一定のものに制限されている。 租税教育の講師、成年後見人などの公益的業務については、補佐人と同様に48条の6

で対応する改正が適当である。

7. 社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すること。

意見: 反対

理由:解説文中、48条の4第2項第1号に関して、社員税理士が税理士業務の停止処分を受けた場合、社員資格を喪失し、当該税理士法人を脱退しなければならないと記述している。 しかし48条の4第2項第1号は、業務停止処分を受けた場合において、当該停止期間

を経過しない者は、社員となることができないと規定しているだけである。

当該税理士法人が、その業務停止処分によって48条の18に規定する解散事由に該当する等不都合が起きる場合は、社員税理士の補充、解散などを自ら選択すればよいのであって、自動的に脱退とする趣旨の規定ではない。

48条の17 (法定脱退) に、新たに業務停止処分を追加するということなら、別の議論として再検討すべきである。

8. 学識による受験資格要件を見直すこと。

意見: 見直しは賛成だが、撤廃は反対である。

理由: 税理士試験は資格試験であり、検定試験ではない。

つまり職業専門家としての資格試験には、国民からの期待に応えられる能力、教養を制度的に検証する仕組みでなくてはならない。受験者の利便性より国民の信頼性を中心に考えるべきである。受験者の減少傾向は資格取得制度の問題点に起因していると思われる。現行資格取得制度の問題を残したまま、自らの制度低下を招く改正要望はすべきではない。しかしながら現行の受験資格要件については今一度、不均衡な点がないか見直すべきである。

例えば、大学又は短大を卒業しても法律学又は経済学を 1 科目も履修していない者 (理系の人) は、税理士試験を受験するのに、日商簿記 1 級取得か税理士事務所 2 年勤務が必要か?大学の一般教養 (2 年) が終われば良いのではないか。

9. 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすること。

意見: 賛成

理由: 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定 することを目的としている。そして、税理士の資格の第1番に「税理士試験に合格した 者」と明記している。

これは、税理士は、税法のプロフェッションであり、その担保を試験に求めていると解釈される。

日税連は、税理士の資格取得制度のあり方について、国民・納税者からの一層の信頼確保 という観点から理論的な根拠を得るべく日税研に「税理士の資格取得制度のあり方~」 の研究を委託した。

日税研の取りまとめた意見書は、税理士法第3条第1項第3号及び第4号のあり方について、「税理士、弁護士、公認会計士となる国家による試験制度はそれぞれの職業専門家が国民の期待に応えるために実施されるものであり、それぞれの専門性の習得を審査する目的と内容は、当然異なっていなければならないはずである(一部、重複する部分もある)。

本来、税理士試験、司法試験、公認会計士試験は、その目的も、方針も、したがって試験問題の内容も、出題の傾向も、異なっていて然るべきであるから、それらの試験を受験する者が、それぞれ別異のものとして受験しなければならない制度として定立しておかなければならない。一方の資格を有する者が、他方の資格をその試験科目の全部又は一部

を受験することもなしに取得する制度は本則として(原則として)、許容さるべきものではない。仮に、例外の許容を考えるとしても、それは原則に照らして狭義で厳格でなければならない。」としている。

このように、OB税理士、公認会計士、弁護士のように税理士試験を1科目も取っていない税理士は国民からの信頼を得られないのではないか。

10. 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すること。

意見: 反対

理由: 保険に加入するかどうかは経営判断に属するものであり、強制すべきではない。

医療事故や交通事故によって生じる生命又は身体への被害は、その機能の回復が不可能 な場合に被害者やその家族の生活に与える損害が相当程度重大であるため、被害者を救 済するための強制保険制度を設ける意義は大きい。

一方で、税理士業務に起因して生じる損害は、直接的には財産上の損害であって、金銭により補償することが可能である。これは一般の商取引に伴う債務不履行リスクと何ら変わるところがないため、保険への加入を義務化することは過度な対応である。

また、訴訟を提起された時点で税理士への信頼は失われており、強制保険の加入によっても、その信頼は回復されない。税理士ひとりひとりへの信頼の蓄積が税理士制度全般への信頼性向上に繋がるのであり、単に保険に入ったからといって社会的信頼性は向上しない。

11. 財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権は見直すこと。

意見: 賛成(見直して撤廃すべきである)

理由: 税理士は、租税に関し、国民の権利を擁護すべき使命を有し、また納税者の代理人として、 その納税義務を適正に実現すべく責務を有しているのであるから、その使命を全うするためには、税務官公署と常に対等な立場にならなければならない。

翻ってこの総会決議取消権は、税理士の納税義務の適正な実現を図るという使命が極めて 公共性が高いとして、そのいわば担保の意味で維持しているとの事である。さらに、国民 に対する責任も維持の理由に挙げている。

しかし、この解釈は、税理士は行政と対峙して納税者の権利を擁護する存在だということ、 そのことをもって国民への責任を果たすことが公共性の高さに対する回答だとする観点 が抜けている。

この規定があることで、税理士は行政と対峙して納税者の権利を擁護する使命があること を国民に理解していただくことの大きな障壁になっている。

国民のための税理士制度のためこの規定は撤廃すべきである。

13. 税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、開業税理士及び税理士法人に所属税理士及び社員税理士が会則順守義務を履行できるよう協力義務を課すこと。

意見: 反対

理由: 法第39条に「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。」としており、法第48条の16で、法39条は税理士法人について準用する、という規定が存在するのに、その規定を履行できるような規定を作りたいということは、履行できてないというのと同じである。

このような税理士法改正を要望すること自体、税理士の信頼を下げることに繋がると思料する。